

合葬式墓所 使用許可申請書（合葬墓「虹の丘」）

令和 年 月 日

飯盛霊園組合 管理者 宛

次のとおり合葬式墓所を使用したいので、飯盛霊園組合合葬式墓所使用規則第3条の規定により、申請します。

申請者	住所	〒 ー			
	(フリガナ) 氏名		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	
			電話番号		
納入通知書送付先 (申請者住所以外に送付を希望する場合に記入)		☐ 同時申請者(氏名 :) ☐ 下記の者 住所 : 〒 ー 氏名 : 電話番号 :			
申請資格	資格1	☐ 関係市(守口市・門真市・大東市・四條畷市) の住民			
		☐ 死亡時において関係市に住所を有していた者の焼骨を所持する者			
		☐ 飯盛霊園の個別墓所使用者(墓所 区 列 号)(許可番号 第 号)			
	資格2	資格1以外			
申込区分	1	生前予約申込	埋蔵予定者 : 申請者本人		
		添付書類:注意事項確認・誓約書、申請者の本人確認書類のコピー			
	2	遺骨所持申込	フリガナ 申請者からみた続柄 埋蔵予定者氏名 :		
		添付書類:注意事項確認・誓約書、申請者の本人確認書類のコピー、火葬許可証等のコピー			
使用区分	使用区分		使用料(1体あたり)		
			資格1	資格2	
	1	合葬施設	65,000円	75,000円	
	2	合葬施設・個別安置施設(10年分)	130,000円	173,000円	
	3※	ア	合葬施設・記名板(単独)	202,000円	281,000円
		イ	合葬施設・記名板(連続)	215,700円	301,600円
	4※	ア	合葬施設・個別安置施設(10年分)・記名板(単独)	267,000円	379,000円
		イ	合葬施設・個別安置施設(10年分)・記名板(連続)	280,700円	399,600円
	※ 使用区分「3」又は「4」を選択された方は、裏面も記入してください。				

裏面 申込みのアンケートにご協力をお願いします

決 裁 欄								
上記のとおり合葬式墓所の使用を許可する。								
受付番号	第 号		起案日	令和 年 月 日	決裁日	令和 年 月 日		
課長	課長補佐	主任	主査					受付
処理欄	入力	検証		入金確認	許可書交付	許可年月日	令和 年 月 日	
				/	/			
				窓・CVS・銀	〒・手渡	許可番号	第 号	

使用区分3・4記名申込の詳細

■ 単独記名（使用区分3・4で【ア】を選択した場合）

方向	順番	氏名	生年月日	死亡年月日（遺骨所持申込）
			明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日

■ 連続記名 の記名順（使用区分3・4で【イ】を選択した場合）

（複数の方の記名が必ず連続するように記名位置を決定します）

☐ 別添同時申請の申請書のとおり 【☒の場合下記は記入は不要】

方向	順番	氏名	生年月日	死亡年月日（遺骨所持申込）
上  下	1		明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	2		明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	3		明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	4		明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	5		明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	6		明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	7		明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	8		明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	9		明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日
	10		明・大・昭・平・令 年 月 日	明・大・昭・平・令 年 月 日

【記名の注意事項】

- ・記名位置を指定することはできません。
- ・氏名、生年月日、死亡年月日が特定できない方は記名できません。
- ・連続記名を申し込む場合は、希望者全員の申請を同時に行ってください。

申込みのアンケート（ご協力をお願いします）

飯盛霊園合葬式墓所（合葬墓虹の丘）をどこで知りましたか？

- ☐ 市広報誌 ☐ 新聞 ☐ WEBサイト（HP・WEB広告・WEB記事など） ☐ SNS（X・Instagramなど）
☐ 親族・知人などの紹介 ☐ その他（ ）

ご協力ありがとうございました

注意事項確認・誓約書

- 1 合葬式墓所は共同のお墓です。他の墓参者に配慮していただき、譲り合ってお参りしてください。
- 2 合葬式墓所の合葬施設及び個別安置施設への立ち入り、埋蔵の立会いはできません。
- 3 合葬式墓所に合葬された遺骨を返還することはできません。
- 4 献花台に残されたお花等は飯盛霊園において定期的(17時頃)に清掃します。
- 5 お参りの際、ろうそくを使用することはできません。供物等は必ずお持ち帰りください。
- 6 埋蔵する位置を指定することはできません。
- 7 個別安置施設に埋蔵中であっても埋蔵焼骨を一時的に取り出すことはできません。
- 8 個別安置施設の使用許可期間は、使用許可の日から10年間です。
- 9 個別安置施設の使用許可期間を短縮し合葬することは、お申し出により可能です。
- 10 個別安置施設の使用許可期間を経過した焼骨は、関係者に通知することなく容器から出して合葬します。個別安置施設の使用許可期間の延長を希望される場合は、個別安置使用許可期間が満了するまでに申請を行ってください。
- 11 記名板に刻字する事項は、氏名、生年月日及び死亡年月日で、埋蔵後に刻字を行います。刻字の時期は埋蔵申請受理時に決定します。
- 12 記名板に記名する位置を指定することはできません。使用許可時に刻字する位置を自動的に決定します。決定された位置を変更することはできません。
- 13 連続記名を申込みしない場合、同時に申込みや支払いをされた場合でも、記名位置が離れることがあります。
- 14 合葬式墓所に焼骨を埋蔵していない場合で、合葬式墓所の使用が不要となり使用者が使用の中止の届出をしたときは、既納使用料の100分の50に相当する額を還付します。使用者が死亡している場合、還付はありません。

上記事項を確認しました。また、合葬式墓所を使用するにあたり、下記のことを誓約します。

- 1 申込みのご案内記載の内容を十分理解し、同意のうえで申請します。
- 2 合葬式墓所の使用に関し、親族等の間で問題が生じた場合は、必ず使用者の責任において解決します。
- 3 飯盛霊園条例、飯盛霊園組合合葬式墓所使用規則並びにその他組合が定める諸規定を遵守します。

令和 年 月 日

申請者(使用者)氏名
